

北村山公立病院 医療安全管理指針

1 医療安全管理に関する基本的考え方

安全で質の高い医療を提供することは、全ての医療従事者の責務であり、病院職員一人一人が、医療安全の必要性・重要性を自分自身の課題と認識し、最大限の注意を払いながら日々の医療に従事しているところである。

医療の安全管理、医療事故防止を徹底するには、院長を中心とした有機的な体制を構築して取り組むことが重要である。

ここに医療安全管理に関する指針を定め、医療事故の防止と医療安全管理体制の確立を目指すものである。

2 医療安全管理体制の整備

(1) 医療安全管理者

医療に係わる安全管理体制確保のための各部門間の連携、また、医療事故及び医療紛争が生じた場合の調査、情報収集等を行うため、医療安全管理者を置く。医療安全管理者は、医療安全に関する十分な知識を有する者の中から院長が指名する。

(2) 医療安全推進室

組織横断的に医療安全対策を担う部門として、医療安全推進室を設置し、医療安全管理者を配置する。医療安全推進室会議は、週 1 回程度開催する。

(3) 医療安全管理委員会

安全で適切な医療の提供を目的として、医療安全担当副院長を委員長とする医療安全管理委員会を設置する。委員会は、月 1 回程度開催する。

(4) リスクマネジメント部会とリスクマネージャー

医療安全管理を実効あるものとするため、医療安全管理委員会の下にリスクマネジメント部会を設置する。部会は、医療安全管理者と各部署から院長が指名するリスクマネージャーにより構成する。リスクマネジメント全体部会は、月 1 回程度開催する。

(5) 医療安全管理体制の運用については、北村山公立病院医療安全管理規程において定める。

3 医療安全に係る報告と改善策

(1) 報告とその目的

すべての職員は、院内で次のいずれかに該当する事例に遭遇した場合には、速やかに医療安全管理者へ報告する。ただし、この報告は、医療安全を確保するためのシステム改善や教育・研修の資料とすることを目的としており、報告者はその報告によって何ら不利益を受けるものではない。

① 医療側の過失の有無を問わず、患者に望ましくない事象が生じた事例

② 医療事故には至らなかったが、発見、対応等が遅れば患者に有害な影響を与えたと考えられる事例

③ その他、日常の診療の中で危険と思われる事例

(2) 改善策の策定

医療安全推進室は、報告された全事例について診療記録等に基づき分析を行うとともに、再発防止のための改善策を検討する。また、既に策定した改善策が確実に実施され有効に機能しているかを評価し、必要に応じて見直しを図る。

(3) 死亡全例報告

医療安全推進室は、院内で死亡した全症例について診療記録等により情報を収集し、死亡に至った状況の検証を行うとともに、その結果を遅滞なく院長に報告するものとする。

4 医療安全管理のためのマニュアルの整備

医療安全推進のため、医療安全管理マニュアルを策定する。マニュアルは、医療安全管理委員会において必要に応じ協議、見直しを行い、改正した場合は速やかに全職員への周知、徹底を行う。

5 医療安全管理に係る職員の研修

医療安全に係る職員の意識向上を図るために、年2回、全職員を対象とした研修会を実施する。また、特に必要があると認めるときには、適宜研修を実施する。

6 医療事故発生時の対応

(1) 医療上の最善の措置

医療側の過失によるか否かを問わず、医療事故が発生した場合には、まず患者に対して可能な限り、当院の総力を結集して、患者の救命と被害の拡大防止に全力をつくす。

(2) 医療事故の報告

重大な医療事故が発生した場合には、重大事故発生後マニュアルに沿って対応するとともに、事故の状況、患者の現在の状況等を、迅速かつ正確に院長へ報告する。

(3) 患者・家族等への説明

事故発生後、支障を来さない限り可及的速やかに、事故の状況、現在実施している回復措置、その見通し等について、患者本人、家族等に誠意をもって説明する。

7 患者との情報共有

本指針は、院内及びホームページ上において広く一般に公開し、安全対策への理解と協力を求めるものとする。

職員は、患者等と診療情報の共有に努めるとともに、患者・家族からその開示を求められた場合には、北村山公立病院組合情報公開条例に基づき公開する。

8 患者からの相談への対応

患者・家族等からの苦情及び相談に応えるため、医療安全推進室に相談窓口を設置する。医療安全管理者は、相談したことにより患者等に不利益が発生しないよう配慮するとともに、わかりやすい言葉で説明、対応する。

9 その他

この指針に定めるもののほか、当院の医療安全管理に関し必要な事項は、北村山公立病院医療安全管理規程及び医療安全管理マニュアルにおいて定める。

平成29年9月28日策定